

和歌山県個人情報保護条例の施行に関する公立大学法人和歌山県立医科大学規程

制 定 平成18年6月26日和医大規程第130号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）の施行に関し、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）が保有する個人情報の保護等について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第15条第1項の登録簿は、個人情報取扱事務登録簿（別記第1号様式）とする。

2 条例第15条第1項第8号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- (2) 個人情報取扱事務の区分
- (3) 個人情報の目的外利用又は提供の状況
- (4) 個人情報の処理形態
- (5) オンライン結合による提供の有無
- (6) 個人情報取扱事務の外部委託の有無

(保有個人情報開示請求書等)

第3条 条例第17条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記第2号様式）とする。

2 条例第17条第1項第3号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求をしようとする者の連絡先
- (2) 求める開示の実施の方法
- (3) 条例第16条第2項の規定により法定代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、当該請求に係る保有個人情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別、氏名、住所及び当該本人が未成年者であるときはその生年月日

(本人等の確認に必要な書類)

第4条 条例第17条第2項、第24条第2項、第29条第3項又は第35条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

- (1) 本人が請求する場合又は開示を受ける場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として法人が認める書類
- (2) 本人に代わって法定代理人が請求する場合又は開示を受ける場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、登記事項証明書その他当該法定代理人の資格を示す書類として法人が認める書類

2 条例第16条第2項の規定により開示請求をした法定代理人は、開示決定等の通知を受ける前にそ

の資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を法人に届け出なければならない。保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときも、同様とする。

3 前項前段の規定は、条例第 28 条第 2 項の規定により訂正請求をした法定代理人について準用する。この場合において、前項前段中「開示請求」とあるのは「訂正請求」と、「開示決定等」とあるのは「訂正決定等」と読み替えるものとする。

4 第 2 項前段の規定は、条例第 34 条第 2 項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第 2 項前段中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と、「開示決定等」とあるのは「利用停止決定等」と読み替えるものとする。

(開示請求等に係る補正の求め)

第 5 条 条例第 17 条第 3 項、第 29 条第 4 項又は第 35 条第 3 項の規定による補正の求めは、保有個人情報開示（訂正・利用停止）請求書補正通知書（別記第 3 号様式）により行うものとする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第 6 条 条例第 21 条第 1 項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示の日時及び場所
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の開示の実施の方法
- (3) 開示しない部分及びその理由（保有個人情報の一部を開示する場合に限る。）

2 条例第 21 条第 1 項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報開示決定通知書（別記第 4 号様式）
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報部分開示決定通知書（別記第 5 号様式）

3 条例第 21 条第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 次号及び第 3 号に掲げる場合以外の場合 保有個人情報非開示決定通知書（別記第 6 号様式）
- (2) 条例第 20 条の規定により開示請求を拒否する場合 保有個人情報非開示決定通知書（別記第 7 号様式）
- (3) 開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合 保有個人情報非開示決定通知書（別記第 8 号様式）

(保有個人情報開示決定等期限延長通知書)

第 7 条 条例第 22 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（別記第 9 号様式）により行うものとする。

(保有個人情報開示請求事案移送通知書)

第 7 条の 2 条例第 22 条の 3 第 1 項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（別記第 9 号の 2 様式）により行うものとする。

(保有個人情報開示請求に関する意見照会書等)

第8条 条例第23条第1項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第23条第1項の規定による通知を書面により行う場合の通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書（別記第10号様式）により行うものとする。

3 条例第23条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示決定に係る通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（保有個人情報の開示の実施の方法）

第9条 文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報の閲覧の方法は、当該文書、図画又は写真（条例第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、当該文書、図画又は写真を複写機により用紙に複写したもの）の当該保有個人情報に係る部分を閲覧することとする。

2 文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報の写しの交付の方法は、当該文書、図画又は写真の当該保有個人情報に係る部分を複写機により用紙に複写したものを交付することとする。

3 次の各号に掲げるフィルムに記録されている保有個人情報についての条例第24条第1項の実施機関の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) マイクロフィルム 次に掲げる方法

ア 当該マイクロフィルムの当該保有個人情報に係る部分を専用機器により映写したものの閲覧。
ただし、これにより難い場合にあつては、用紙に印刷したものの閲覧

イ 当該マイクロフィルムの当該保有個人情報に係る部分を用紙に印刷したものの交付

(2) 写真フィルム 次に掲げる方法

ア 当該写真フィルムの当該保有個人情報に係る部分を印画紙に印画したものの閲覧

イ 当該写真フィルムの当該保有個人情報に係る部分を印画紙に印画したものの交付

(3) スライドフィルム（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）

次に掲げる方法

ア 当該スライドフィルムの当該保有個人情報に係る部分を専用機器により映写したものの閲覧

イ 当該スライドフィルムの当該保有個人情報に係る部分を印画紙に印画したものの交付

(4) 映画フィルム 次に掲げる方法

ア 当該映画フィルムの当該保有個人情報に係る部分を専用機器により映写したものの視聴

イ 当該映画フィルムの当該保有個人情報に係る部分をビデオカセットテープに複写したものの交

付

(5) 前各号及び第5項に掲げるもの以外のフィルム 法人が適当と認める方法

4 次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報についての条例第24条第1項の実施機関の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ（次項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

- ア 当該録音テープ又は録音ディスクの当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクの当該保有個人情報に係る部分を録音カセットテープ（記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
- ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクの当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクの当該保有個人情報に係る部分をビデオカセットテープ（記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、法人がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの
- ア 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - ウ 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものを複写機により用紙に複写したものの交付
 - エ 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分をフレキシブルディスクカートリッジその他の電磁的媒体（電磁的記録を記憶する媒体をいう。）に複写したものの交付
- 5 スライドフィルム及び当該スライドフィルムの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における当該スライドフィルム及び当該録音テープに記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
- (1) 当該スライドフィルム及び当該録音テープの当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの視聴
 - (2) 当該スライドフィルム及び当該録音テープの当該保有個人情報に係る部分をビデオカセットテープに複写したものの交付
- 6 フィルム及び電磁的記録に記録されている保有個人情報に非開示情報（条例第18条に規定する非開示情報をいう。）が含まれている場合の開示の実施については、法人が別に定める方法により行うものとする。
- 7 保有個人情報が記録された公文書の写し（複写したものその他これに類するものを含む。以下同じ。）の交付部数は、請求1件につき1部とする。
- 8 保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴（以下「閲覧等」という。）をする者は、当該閲覧等に係る保有個人情報が記録されている公文書を丁寧に取り扱うこととし、これを改ざんし、破損し、又は汚損してはならない。
- 9 法人は、前項の規定に違反する者に対し、保有個人情報の閲覧等を中止させ、又は禁止することができる。
- （開示請求の特例）

第10条 法人は、条例第25条第1項に規定する口頭により開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、当該個人情報の内容並びに口頭により開示請求をすることができる期間及び場所を告示するものとする。

(費用負担の額等)

第11条 条例第27条の保有個人情報が記録された公文書の写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項の保有個人情報が記録された公文書の写しの送付を受けようとする者は、当該費用を負担しなければならない。

(保有個人情報訂正請求書等)

第12条 条例第29条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(別記第12号様式)とする。

2 条例第29条第1項第4号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 訂正請求をしようとする者の連絡先

(2) 条例第28条第2項の規定により法定代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、当該請求に係る保有個人情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別、氏名、住所及び当該本人が未成年者であるときはその生年月日

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第13条 条例第31条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定をした場合 保有個人情報訂正決定通知書(別記第13号様式)

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する旨の決定をした場合 保有個人情報部分訂正決定通知書(別記第14号様式)

(3) 訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しない旨の決定をした場合 保有個人情報非訂正決定通知書(別記第15号様式)

(保有個人情報訂正決定等期限延長通知書)

第14条 条例第32条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(別記第16号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正請求事案移送通知書)

第14条の2 条例第32条の3第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(別記第16号の2様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正通知書)

第15条 条例第33条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書(別記第17号様式)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書等)

第16条 条例第35条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(別記第18号様式)とする。

2 条例第 35 条第 1 項第 4 号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用停止請求をしようとする者の連絡先

(2) 条例第 34 条第 2 項の規定により法定代理人が利用停止請求をしようとする場合にあっては、当該請求に係る保有個人情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別、氏名、住所及び当該本人が未成年者であるときはその生年月日

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第 17 条 条例第 37 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定をした場合 保有個人情報利用停止決定通知書（別記第 19 号様式）

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定をした場合 保有個人情報部分利用停止決定通知書（別記第 20 号様式）

(3) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止しない旨の決定をした場合 保有個人情報非利用停止決定通知書（別記第 21 号様式）

(保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書)

第 18 条 条例第 38 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記第 22 号様式）により行うものとする。

(個人情報保護審議会諮問通知書)

第 19 条 条例第 40 条の規定による通知は、個人情報保護審議会諮問通知書（別記第 23 号様式）により行うものとする。

(写しの交付申出)

第 20 条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者で、当該保有個人情報が記録された公文書の写しの交付を求めようとするものは、法人に対し、写しの交付申出書（別記第 24 号様式）により、保有個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける旨を申し出るものとする。

2 前項の規定による申出に基づく保有個人情報が記録された公文書の写しの交付については、第 9 条及び第 11 条の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第11条関係）

公文書の種別	写しの種類	費用の額
1 文書、図画又は写真	複写機により用紙に複写したもの（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 白黒 10円 カラー60円
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	当該印刷する費用に相当する額
3 写真フィルム又はスライドフィルム（9の項に該当するものを除く。）	印画紙に印画したもの	当該印画する費用に相当する額
4 映画フィルム	ビデオカセットテープに複写したもの	当該複写したものを作成する費用に相当する額
5 2の項から4の項まで及び9の項に掲げるもの以外のフィルム	法人が適当と認める方法によるもの	当該写しを作成する費用に相当する額
6 録音テープ（9の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したもの	1巻につき250円
7 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの	1巻につき300円
8 6の項、7の項及び9の項に掲げるもの以外の電磁的記録	複写機により用紙に複写したもの（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 白黒 10円 カラー60円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	1枚につき60円
	その他の電磁的媒体に複写したもの又は法人が適当と認める方法により複写したもの	当該複写したものを作成する費用に相当する額
9 スライドフィルム及び録音テープ（第9条第5項に規定する場合におけるものに限る。）	ビデオカセットテープに複写したもの	当該複写したものを作成する費用に相当する額

備考 1の項又は8の項の複写機により用紙に複写する場合において、用紙の両面を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

